

目 次

I 前回の主なご意見について	(P 4 ～)
II 計画目標のあり方について	(P 6 ～)
(1) リサイクル率	
(2) 産業廃棄物の最終処分量	
III 新たな取り組み (案)	(P 26 ～)
(1) 家庭系ごみ削減に向けた取り組み	
(2) 事業系ごみ削減に向けた取り組み	
(3) 産業廃棄物の削減に向けた取り組み	
IV 次回の審議内容 (案)	(P 34 ～)



取り組み (1) 家庭系ごみ削減に向けた新たな取り組み

これまでは紙媒体などを中心に啓発を実施。**今後は若年層をはじめとする幅広い世代への効果的なアプローチを重視し、以下の3つの視点を加えて取り組みを加速。**

1 デジタルコンテンツを活用した若年層への情報発信

SNSや動画のデジタルコンテンツを活用し、Z世代や子育て世代などの若年層に対して、3Rの実践方法をわかりやすく伝えることで、行動変容を促す。

【取組例】・SNSを活用した動画配信や市民参加型キャンペーンの実施

- ・プロスポーツチームの試合における啓発動画の上映や資源回収イベントの開催
- ・食品ロス削減のためのアプリ活用を推進

2 学校・市民団体・小売店と連携した多面的な推進

教育現場における環境学習の充実、市民団体による地域活動の支援、小売店との協働を通じて市民の行動変容を促し、地域全体での3R活動を推進する。

【取組例】・小学校での廃食用油回収および出前授業の実施

- ・市民団体と連携した生ごみコンポスト講座の拡充
- ・小売店における店頭回収ボックスの設置拡大および啓発イベントの開催

3 持続的な行動促進のためのインセンティブ制度の導入

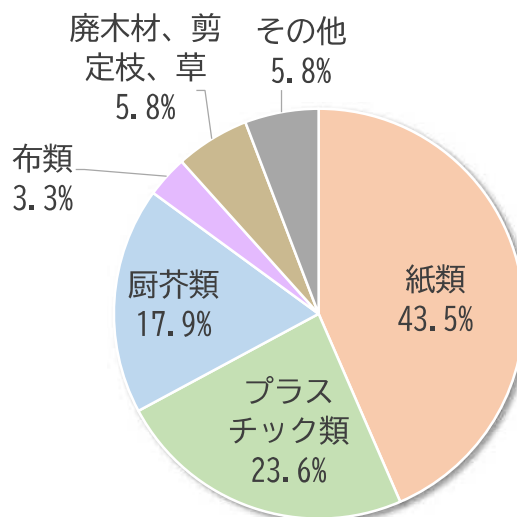
3Rや地球温暖化防止などの環境活動に対してインセンティブ制度を導入し、市民の行動を促す動機付けとし、持続的な行動促進を図る。

【取組内容】・LINEを活用した環境活動へのポイント付与

- ・付与例：回収拠点への資源物の持込み、環境講座やイベントへの参加 など

取り組み（２） 事業系ごみに含まれるごみの種類

内訳	組成率
紙類	43.5%
プラスチック類	23.6%
厨芥類	17.9%
布類	3.3%
廃木材、剪定枝、草	5.8%
その他	5.8%



（令和６年度組成調査結果）

- ・紙類が、事業系ごみ全体の４割超を占めることから、削減に向けた取り組みが必要。
- ・本来、産業廃棄物であるはずのプラスチック類が２割以上を占めており、適正処理を求めるための取組が必要。



27

取り組み（２） 事業系ごみ削減に向けた新たな取り組み

環境審議会答申の概要

「今後の事業系ごみ対策のあり方」に関する北九州市環境審議会答申

- 検討期間 令和６年２月９日 ～ 令和７年８月１９日（計６回）
- 答申手交 令和７年１０月１７日
- 答申に示された「事業系ごみ対策の方向性」
 - (１) 事業者の意識変革とさらなるリサイクル促進
 - (２) 焼却工場における検査・指導体制の強化
 - (３) ごみ処理手数料の見直し



28

取り組み（２）全庁的な事業系ごみの削減 ～職場ごみ分別大作戦～

【概要】 一事業所である**市役所が率先**してごみの削減及び分別に取り組み、**市内事業所の先頭に立って**、市全体の減量・リサイクル促進を目指す。

- 【取組】
- ・ごみの分別を呼びかける定期的な情報発信
 - ・職場のごみ箱の定期チェック及び結果の共有
 - ・分別ガイドブックの作成及び提供
 - ・職場のごみ組成調査
 - ・廃棄予定の物とそれを必要とする人(職場)をマッチングするアプリの開発



【各課での分別促進取組】



【デジタル回覧板で繰り返し呼びかけ】

- ・現在、環境局内で先行実施中
局内ごみ組成調査を経て、12月頃から全庁的に展開予定



29

取り組み（２）事業系ごみに含まれる紙類の削減

【排出抑制】 事業者への働きかけ

- 紙の使用量を減らす工夫に関する「情報提供」
 - ・紙使用量の可視化と管理推奨
 - ・削減効果の共有によるスタッフの意識向上
 - ・配布物の見直し（配布回数、チラシ・パンフレットの電子化など）
 - ・両面印刷や集約印刷（2in1, 4in1）の標準化
 - ・会議資料や社内報告のデータ化推奨（PDF・クラウド・プロジェクター表示）

【リサイクル促進】 行政による支援

- 分別ルールの周知啓発
- 分別ボックス、古紙保管庫の配布
- オフィス町内会（紙類のリサイクルネットワーク）の普及・促進
- 回収場所の増設（身近な公共施設での回収を検討）
- 再生紙やリサイクル製品の利用促進（コピー用紙、トイレトペーパーなど）



30

取り組み（３）産業廃棄物の削減①

- 産業廃棄物の適正処理に加え、減量化・資源化を促進し、サーキュラーエコノミーへの移行を目指す事業者を後押しするため、市独自の新たな優良認定制度を創設した。
- サーキュラーエコノミーに向けた取組レベルは様々であることから、認定には段階（グレード）を設けた。

ポイント

- 認定基準は、これまでの適正処理・安全に加え、産業廃棄物の資源循環の視点を追加した。
- サプライチェーン全体の取組を促進するため、排出事業者・処分業者に加え、収集運搬業者も認定の対象とした。
- 排出した産業廃棄物から製造した再生材と原料として利用するなど、顕著な取組を上位グレードの認定基準として設定し、長期的にサーキュラーエコノミーへの移行を促進していく。

🔄 継続的な取組により業界全体の底上げを図っていく。



31

取り組み（３）産業廃棄物の削減②

北九州市環境未来ビジネス創出助成

➤ 制度概要

「循環型社会」及び「脱炭素社会」の実現に向けた市内の環境技術の集積及び環境産業の振興に資するため、**新規性、独自性、実現性の高い環境技術の研究及びビジネス創出**に要する費用の一部を助成

➤ 助成の種類と対象分野

種類	対象分野	限度額
社会実装 R7 新設	・ 環境ビジネスの創出に向けた 研究成果等の早期事業化に向けた取組	500万円
実証研究	・ 廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術、環境に配慮した製品開発技術、新エネルギー・省エネルギー技術等の研究開発	500万円
F S	・ 社会実装、実証研究を行う前段階としての技術的内容、市場性及び経済性等の調査・研究 ・ 環境産業の展開において重要となる原材料の確保や物品の流通等に関する調査・研究	200万円

※助成率は、「市内中小企業者が中心となって実施する場合」：2／3、「左記以外」：1／2



目 次

I 前回の主なご意見について	(P 4 ～)
II 計画目標のあり方について	(P 6 ～)
(1) リサイクル率	
(2) 産業廃棄物の最終処分量	
III 新たな取り組み（案）	(P 26 ～)
(1) 家庭系ごみ削減に向けた取り組み	
(2) 事業系ごみ削減に向けた取り組み	
(3) 産業廃棄物の削減に向けた取り組み	
IV 次回の審議内容（案）	(P 34 ～)



次回の審議内容（案）

1 新たな取り組みを踏まえた、2030年までの将来推計

2 将来推計を踏まえた、目標値（案）の設定

→リサイクル率の目標値は？代替指標は？

→産廃の最終処分量の目標値は？代替指標は？

＜将来推計を踏まえ、必要に応じてその他の目標値の見直し＞

市民1人1日あたりの家庭ごみ量

事業系ごみ量（市の施設で処理した量）

一般廃棄物処理に伴い発生するCO2排出量

